

第 207 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 207 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 1 月 27 日（金）14:37～16:11

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務（総務省）
- サービス産業動向調査（総務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員、大山専門委員、廣松専門委員

（総務省）

<総務省 LAN システムの更新整備及び運用管理業務>

大臣官房企画課情報システム室 佐藤室長、山口課長補佐、池田係長、久保係員

<サービス産業動向調査>

統計局統計調査部経済統計課 井上課長、植松課長補佐

（事務局）

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 207 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、総務省の「LANシステムの更新整備及び運用管理業務」、「サービス産業動向調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省大臣官房企画課情報システム室佐藤室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○佐藤室長 総務省大臣官房企画課情報システム室長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

本日は、先般いただきました御指摘への対応、それから、パブコメや意見招請をした、その結果、あと、セキュリティ上の修正について御説明したいと思います。

まず、先般御指摘いただきました 4 つの修正点ですが、先に結論を申しますと、すべて反映させた状態で、パブリックコメント、意見招請をさせていただきました。議事録の都合もあるということなので、ちょっと詳しくに紹介させていただきたいと思います。

指摘事項①ですが、現行システムの設計・構築費に関する情報として、当時の作業スケジュール等の開示をすべきではないかという指摘をいただきました。それについては、実施要項別紙 1 「従来の実施に要した経費」と要項の 30 ページに書いてございます。その注記事項に、前回の構築期間を示しております。箱の下辺りに、システムのスケジュールの話を入れさせていただいております。箱の注記事項の 21 年度、22 年度とあった、その下に、設計・構築期間：平成 20 年 8 月～平成 21 年 5 月。「なお、現行システムの構築に係る当時の作業スケジュール、提示書類は民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙 4 「機密保持に関する誓約書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。」とつけ加えさせていただいております。

それから、指摘事項の②として、経費の支払方法として、事業者の要求どおりに設計・構築費を支払うことになっているが、設計・構築に大半の経費を積み上げた初年度に要求されるおそれがあるということなので、そこは何か再検討をすべきではないかという御指摘をいただいております。その御指摘を踏まえまして、ページで言いますと、実施要項の 11 ページの真ん中辺の(3)のAの上から 4 行目ぐらいのところに「設計・構築に相当する額(ただし、契約金額の 1/10 を上限とする。)」をつけ加えさせていただきました。

それから、指摘事項の③です。仕様書の中で、共通プラットフォームへの移行・連携の記述はあるけれども、いまだ内容が明確・確定していないシステムであって、本事業者の応札者にとって大きなリスクとなるので、今後、情報開示を行っていく旨を仕様書にきちんと書くべきではないかという御指摘をいただきました。

その指摘を踏まえ、仕様書の 4 ページに、箱の中の一番下の 6 の「政府共通プラットフォーム」に、「なお、政府共通プラットフォームは本仕様書の発行時点で調達及び提供が開始されていない為、情

報が入り次第情報の開示を行う。」とつけ加えさせていただきました。

それから、指摘事項の最後④ですが、仕様書の中で、細部を記述している仮想化サービスは、情報システムの機能要件として要求しているけれども、提案で実施するというような説明であれば、それがわかるように、記述内容あるいはその箇所を変更すべきではないかということをお願いしましたので、その関係を踏まえ、仕様書の中で、代表的なところは、74 ページになりまして、仮想化のところは、修正して、落としてありますので、何もなくなっております。削除いたしました。物理環境でも、仮想環境でも問題ない旨を調達仕様書の3に記載しております。併せまして、仮想サービスの要件として引用していた部分についても、削除あるいは修正をいたしております。

以上、御指摘いただいたところについては、すべて修正をいたしております。

それから、パブリックコメントの結果ですけれども、これは12月に2週間程度行っております。これに対しては、1者から2件質問がございました。その内容ですが、もともと中に書いてあった、その読み込める趣旨のものをちゃんと書けといったものでしたので、もうもともと書いてありますよと、言ってしまうと、よく読んでくださいといったような内容のものでございましたので、実施要項上の修正は特段しておりません。

それから、意見招請ですけれども、こちらはWTOの政府調達協定に基づくパブコメでございまして、公サ法に基づくものとは根拠が異なっておりますので、こちらは別途12月から1月にかけて、大体1か月ぐらいかけて行いました。

こちらは14者から合計で219件の意見の提出がありました。このうち、仕様書を修正したものが57件ございました。ただ、これから実施要項の方にはねるような大きな修正は特にございませんでした。対応方針ですけれども、基本的には、受け入れるという方向にしております。特に有用だなと思うものは積極的に取り入れたいと思っております。誤字・脱字は当然入れるとして、あと、全体にバランスで大きな影響はないと思われたものも修正しております。ただ、見て、中の印象ですけれども、意見や質問として出てきたものの中には、「こういう理解で大丈夫ですか」というような確認を求めるようなものがそれなりの数出てきておりまして、それについては、「大体はその理解で構いませんよ」というような回答をしております。それから、質問みたいなものもかなりありまして、それは、資料の閲覧会、あるいはサーバー室の閲覧会をやりますので、そちらの方で対応しますというような回答をしております。資料の閲覧会は1月にやりまして、大体皆さん御満足いただけたのではないかなといった感触を持っております。サーバー室の閲覧会も2月の中旬ぐらに行う予定にしております。それから、意見は出てきたけれども、採用しなかったといったものでどんなものがあるかといいますと、典型的なものと、使用する製品が限定されてしまうような内容に改訂しろといったようなものは、入札等の関係もございまして、入札との関係というのは、それを入れてしまうと参入障壁になってしまうか、もう選択の余地がなくなってしまう、そういったようなものは入れないように気をつけて、意見の方を見させていただきました。あと、オーバースペックになってしまうような変更をしろ。例えば、仕様書の中では、「この回線は1ギガで大丈夫ですよ」としているところを「これは10ギガは必要なのではないか。だから、10ギガの仕様書に変更すべきだ」といったような意見、要するに、オーバースペック変更をしろ、あるい

は、こういう機能も追加した方がいいんじゃないのというようなものも結構ございましたけれども、そこはとりあえず最小限のものの仕様書にして、あとは、提案するサービスの中で対応をしていきたいと思っておりますので、そういったところは特段採用していないということにしてあります。

それから、最後に、セキュリティに関する修正ですけれども、意見招請の中でも、セキュリティはこういうふうに修正をした方がいいのではないかというのが出てきておりました。それから、昨今の標的型攻撃の増加、それと、何と言っても、昨年、総務省自身がウイルスに感染してちょっと困ったという事例もございまして、それを踏まえた対策をずっと考えておりました、そういったことも踏まえて、若干修正をしております。ただ、その修正は CIO 補佐官の助言に基づいてまとまった形で入れておりますけれども、この程度の修正であれば、総務省の LAN を構築する業者であればできるであろうというような意見を CIO 補佐官からいただいております。あと、何と言っても、そこは別途お金を用意しておりますので、もともと用意していたお金を削ってセキュリティの部分構築しなければいけないと、そういうような形にはならないようにしてございますので、セキュリティの部分の追加であれば、特に問題なく業者の方は対応できるのではないかと考えております。

以上が、修正箇所でございます。よろしくお願いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○加藤専門委員 パブコメの仕様書についての意見のやりとりですけれども、民間事業者 14 者から二百数十件御意見をいただいて、そのうち仕様書に反映されますというのが五十数件あるという御説明だったと思いますが、まず、関心の高さを示していて、とてもいいのかなという印象を持ちましたが、例えば、仕様書の修正をなされるという件数が五十数件あるということで、もともと相当御努力をなされて、他のシステム構築の案件でこういう質問が来そうだな、こういう修正も今までのなというものもかなりスタディなされて、あるいは専門家に御依頼なされて、そういうスタディを受けた、そういうレクチャーを受け、それに基づいて仕様書を作成なされた。その上でパブコメを求めたということだと思っておりますが、その御努力の過程と、どのくらい御努力をどういうふうにしたのかということ。

あとは、結果、五十数件ということで件数だけから見ると、もともと工夫の余地はなかったものなのかなということを感じました。例えば、一般的な範囲での要件定義とか、あるいは、まさに基本的なことでの修正なのか、あるいは、そうではなくて、この案件特有のもので、更に、丁寧に書き込むための修正なのかと、そこら辺を併せて具体的に説明をいただければありがたいと思います。

例えば、この中で、番号で言いますと、No.96 の修正とか、あるいは No.106 の修正とか、No.89 です。ここら辺りで、これは、他の案件等を参考にしながら、もともと織り込んでおかれてもよかった内容なのか、あるいは、いや、そうではない、この案件特有のものであって、これは最初から織り込めと言われても、それは無理で、ただ、いい意見なので、これは反映させたいということな

のか。そういう観点で御説明いただければと思います。

○佐藤室長 特にセキュリティのところですけども、去年の11月2日にウイルス感染事案が判明いたしまして、その後、いろいろ対策を練っておりました。もともと我々のセキュリティの考えとしては、ウイルスに感染しないようにするというような方向で考えておりました。今回、感染してわかったのは、未知のウイルスだったら感染を防げないことが身にしみてよくわかりました。防げないならどうするのか。それはもう早く発見するしかないのですけれども、今までは、感染しないようにする。だから、感染した後のことは余り考えられていなかったというのが正直なところです。それを、感染はするんだと。した後に早く見つけなければいけない、そういったところに考えを改めたというのが、このウイルスに感染したことによって身にしみてわかったところでございます。

それで、今回、セキュリティの中でやっているのは、感染したら、どうやってそれを早く見つけるのか。あるいは、感染して、どうしたら情報が流通しないように変えていくのか。そういったところに主眼を置いた検討をずっとしてまいりまして。実は、今回この意見をいただいたものは、ちょうど11月の終わりぐらいから、大体1月の上旬ぐらいにかけて、我々、CIO補佐官あるいはセキュリティの業者と検討している内容で、まさに検討している内容そのものが意見として出てきたというものでございまして、それはまさしく我々も今検討しているものでございましたので、受け入れるというような形になっております。セキュリティ関係はそんな感じで受け入れさせていただきました。

○山口課長補佐 最初の御質問の中で、このような仕様書の作成等についての作成の過程というようなお話があったと思いますが、そこは、総務省LANの場合は非常に大きなシステムでもありますし、短期間の間に構築し、設計し、運用というようなものがありますので、仕様書作成については、専門業者さんというか仕様書作成業者さんに依頼して一緒に作成したというところがありますので、外部のそういうことを利活用して作成しておりました。なので、今回のこういうコメント等をいただいたときも、その業者さんと一緒に、あとは、うちのCIO補佐官等と省内の専門家チームと一緒に作成し、対応したというところがあります。

今回、今御指摘いただいた仕様書上の89番、96番、106番は、セキュリティに関する項目でして、今、室長から説明がありましたとおり、そここのところは、今回の仕様というより、自分たちのセキュリティ、総務省が実際起こったというところがそのまま生きたというか、反映できたというところもあります。今回のLANの仕様については、基本的には、現行の第2期の機能の継続ということに今回のプラスアルファとしてセキュリティの部分が足されたというような仕様が全体的な構成になっております。

以上です。

○大山専門委員 私も、多くの質問が来たのは、よかったなと思っています。

この中で、実際には仕様書には反映させなかったのもあるけれども、言っている意見はごもっともというのいろいろあると思うのですね。そうだとすると、この辺についてそちらのお考えを教えてくださいたいのです。

まず、最初に、総合評価なので、技術点と価格点になっていて、技術点については、先に前もって点数配分を決めますね。これについて、もう既におつくりになられているのかについてはいかがですか。

○佐藤室長 事前につくってあります。

○大山専門委員 そうだとすると、今度の意見をいただいて、これはいい意見だなというときには、そのことを加味した再配分をお考えになっていらっしゃるのでしょうかというのが2つ目の質問です。

○佐藤室長 考えていきたいと思っております。

○大山専門委員 そういう回答をいただけるなら、それで結構ですが、是非、そこを反映していくのが、こういう事柄は大切なことではないかなと。

それから、基礎点が10点で非常に少ないように、この考え方はいろいろだと思うのですが、LANのシステムでこれだけ質問が来るということは、逆に言うと、多くのところが応札できる可能性を持っているからこそ来るのだと思うので、これはこれでよろしいとは思いますが、失格ということに、あるいは、ここについては何としてもクリアしてもらわなければいけないというようなところのある意味張り当たりだと思うのですが、その辺のところの明確な記述はそちらでお考えになられていますか。

○山口課長補佐 基本的に、基礎点の低いのは、あくまでも総務省のLANの場合は提案方式を採用したい。ですから、事業者さんの提案を。基礎点が大きくなってしまうと、それだけこちらの決まったものでないと、ということがあると思います。場合によっては、基礎点がないと言ったら変ですけども、技術点とか提案を生かしたいというところが大きいので、このような配点になっているというところがあります。先ほども先生から申されたように、もともと提案を採用するのは、この趣旨があったと思いますので、そこは、総務省のLANは非常に合っていたというところが、これを進めていく中ですなり行ったところではないかと思っております。

○大山専門委員 ありがとうございます。そういう回答をいただくと、もう一つ申し上げておきたいのです。というのは、そういう形で提案型というやり方だとすると、トータル費用に関しても、一方では、当然できるだけ低廉化をするというか、安い費用で、なおかつ、よりよいものをというそもそもの考え方に戻ってくると思うのですが、それを念頭に置いたときに、こういう提案型をやると、各社が持っているノウハウであったり、各社の経験が価格に思いきり反映することができて、安くていいものが手に入る可能性は高くなると思うのですね。その意味では非常に結構ですけども、だとすると、10点、あるいは基礎点が低いのはさっきの話でわかったのですが、逆に、加点の方の配分の仕方を思いきり変えるというのをもう一工夫なされる必要が本当はあるのかもしれない。ただ、今回、どこまでやってくださいとかと具体的に申し上げることはないのですが、例えば10点と言うと、普通の合格点が5点で、大体何人かで技術審査をやっても、7点ぐらいしかつかなくて、一番上の10点をつける人がほとんどいなかったり、また、逆に、1点をつける人がいなかったりということで、余り差が出ないことが多いのですね。そうすると、結果として、何が起きているかということ、価格の安いところになっていて、決して提案型に実質的にはならない。そのところについては、例えば平均というか、合格だけ、特に何も無いといっ

たら1点にしてしまうとか、そこから後の度合いで10点まで持って行ってしまうようなことを考えるのも、今のルール上できるはずです。その辺の試みはいろいろあると思いますが、いろいろなところがそれぞれトライをしてみて、一番いいものを見つけていくのがこういう仕掛けだと思しますので、是非、御省のポリシーに従ってそのところは柔軟にお考えいただき、トライをしていただきたいなと思います。

○佐藤室長 ありがとうございます。是非、考えていきたいと思えます。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思えます。

事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 今の評価基準ですけれども、これは実施要項で決まっています。

○大山専門委員 決まっていますか。

○事務局 はい。今回、審議終了になってしまえば、これは変えられないのですけれども、変えるのは、何をどういうふうに変えるのですか。

○山口課長補佐 それは変わらないですけれども、それを決めるに当たっての評価といますか。

○事務局 評価基準を運用するに当たっての評価のやり方、評価者が評価するための評価のポイントについて、それは当然お持ちなので、その部分で反映すると。

○山口課長補佐 そうです。言葉が足りませんで、申し訳ございません。

○小林副主査 今の事務局が言ったのは、基準は、17～18 ページの範囲の中で、今、大山専門委員がおっしゃったことを反映して、柔軟にスコアリングしていくという理解でいいのですね。

○佐藤室長 はい。

○山口課長補佐 こういうものを変えるというものではございません。

○事務局 これは評価の基準ですけれども、評価するときに、評価者によってばらばらになったりしますね。評価の仕方は、こういうふうの評価しましょうという方向性がないと、ある人は、関係ない方向にたくさん点を配分したりするので、総務省として、今回のパブコメを受けて、どういうところを重点的に評価しましょうという、そういう評価基準書の運用書みたいなものを通常つくりますので、それを換えられると、そういう意味だと思うのですが、それでよろしいですか。

○山口課長補佐 そういうことです。総務省の場合は評価チームがございまして、その中で、今のようなものをもとにチームの中で評価することになります。

○事務局 ということを確認したかったですけれども、それでよろしいですね。

○佐藤室長 はい。

○小林副主査 それでは、ただいま、いろいろ大山専門委員、事務局からもありましたけれども、その評価の部分。

○事務局 評価運用要領書。

○小林副主査 運用要領書のところで、めり張りが効いたというより、評価すべきところは高いウェートを置くというようなことで、競争条件が整うようにしていただき、技術と価格とでうまく競争ができるような工夫をしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局で整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

総務省におかれましては、本実施要項（案）に沿いまして、ただいまの示唆にありましたようなことを十分に取り込んで、適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願いいたします。

○佐藤室長 ありがとうございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

（総務省担当者入れ替え）

○小林副主査 それでは、続きまして、「サービス産業動向調査」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省統計局統計調査部経済統計課井上課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○井上課長 総務省統計局経済統計課長の井上でございます。本日は、お時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回、「サービス産業動向調査」をこの法律の適用対象にするということで、実施要項（案）等の御説明に上がったところでございます。その御説明の前に、今までの経緯を少し御報告申し上げたいと思います。

もともとこの統計は、平成23年度を目標に基幹統計化について、推計方法等を見直して結論を出すことになっておりまして、その結論を見極めた上で、公サ法の適用にするかどうかを考えましようということになっていたところでございます。基幹統計化についての結論は、実は先送りをされておりまして、統計委員会の審議を受けておらず、まだ基幹統計化するかどうかという結論が出ておりません。しかし、統計の在り方そのもの見直しは進めてきておりまして、25年1月からの新しい「サービス産業動向調査」の形は一応整ってきたところであり、そこを今回、公サ法の適用とするということで、お話を申し上げたいと考えております。しかしながら、今後、基幹統計化に向けて、25年1月以降の調査の評価も含めて、もう一度統計委員会で本調査の抜本的な見直しを御審議いただくこととなります。そういう全体の経緯の御報告をまず申し上げたいと思っています。

それから、今回、この法律の適用対象にさせていただきましたが、これまでも、この統計は一般競争入札による民間委託を当初から実施しております。公サ法の仕組みとほぼ同等の入札要件、入

札条件でやってきております。そういう意味からすると、コスト削減という観点からはかなり進んでいまして、今回、法律の適用をしても、これで劇的によくなるか、コストが下がることはないと思っております。ただ、今回、調査の見直しをやりましたので、大幅に企業関係の調査を導入することになります。そういう関係で、民間事業者の方々の知見をより活かすことができるのではないかとこの観点から、この法律の適用にさせていただけたらと考えているところでございます。

こうしたことを前提といたしまして、実施要項（案）の御説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○植松課長補佐 統計局の植松と申します。よろしくお願いいたします。実施要項（案）の中身については私から御説明させていただきます。

お手元のB-2の資料をご覧ください、1ページ目から御説明させていただきます。

実施要項（案）については、まず、調査の概要を簡単に御説明させていただいてから、実際の中身である仕様の関係を御説明したいと思っております。

今、課長からも説明ありましたが、項目の1番を見ていただければと思いますけれども、「サービス産業動向調査の概要」で、この調査は、毎月の売上高とか、あるいは従事者数を調査するものでございまして、平成20年7月とありますけれども、閣議決定等に基づき、始まってから3年余りというような調査でございます。今回、こういった民間競争入札の仕組みに乗るという意味では、25年1月からの事業を対象とさせていただくつもりです。この3年間余りの実績等を踏まえて、見直しをかけた上で、この仕組みの上に乗っていかうと考えております。

「調査の対象」は、サービス産業ということで、小売と金融とを除いた産業を対象とする調査でございます。以下同じですが、参考情報は、従前との違いで、細かい分類の対象産業の見直しをかけておりますけれども、おおむね同様の産業が対象でございます。

それから、「①企業等」です。従前の調査は、実は、企業と、その下にぶら下がっている支所がございましてけれども、支所、こちらの言葉で事業所と申し上げておりますが、これを対象とした調査だったのですが、この3年間の実績を踏まえまして、大きな企業に関しては、こういった「企業等」ということで、例えば、最初に「固定電気通信業」とありますけれども、企業全体でないと売上高が書けないような産業とか、あるいは、(イ)にございましており、資本金が1億円以上の大企業、そういったところに関しては、企業全体を対象にする調査に見直しをしております。

それから、次のページの「事業所」ということで、それ以外のところに関しては、「事業所」で調査をさせていただくような仕組みでございます。従前は、「事業所」を対象としておりました。

2ページ目は「調査の規模」です。調査の規模に関しては、「企業等」と「事業所」では分けておりますが、従前、大体3.9万事業所数だったところ、こちらの表にありますけれども、月次の方に関しては、3.9万で大体似たような数でございます。「企業等」が1.3万で、「事業所」が2.6万です。

それから、今回の見直しの大きな柱の1つとして、ここにあります「拡大調査」が下の方の欄にありますけれども、年に1回、地域ごとの産業別売上高を捉えていこうというニーズが結構ございましたので、拡大調査ということで、年1回、規模を拡大した調査を行うこととしております。

これらの規模に関しては、大体 6.7 万「事業所」の規模で、「企業等」は 1.3 万、資本金 1 億円以上ですので、ここは拡大しないのですけれども、6.7 万は「事業所」ということで、地域の集計をするためには、標本数が少し足りないのです、こちらの方で増やして、中小規模をより厚くしております。

それから、3 ページ目は、実際に都道府県別の標本数です。こちらは今回実施要項（案）でお示ししておりますけれども、後ほど、調査方法を中心に御説明いたしますが、実際に、調査員という形で、最終的には人による回収を行ってまいりますので、御参考で、都道府県ごとに張りつきが必要だろうということでお示しさせていただいております。

「(3) 調査の期日及び調査の期間等」ですが、毎月の月次調査は、基本的に毎月動きますので、その翌月の 20 日が回収期限です。

「調査の事項」を簡単に申し上げますと、これは従前と余り変えておりませんで、売上高と従業者数です。こちらに書かせていただきましたが、「事業従事者数」という言葉を使っておりますけれども、売上高と事業従事者数を調べている調査で、「企業等」に関しても、「事業所」に関しても、ほぼ同程度の内容です。

4 ページ目が「調査の方法」です。「調査の方法」については、今回、見直しをさせていただいたところがございます。従前、従業者数で 10 人未満の事業所ということで、調査員調査をやっておったのですけれども、今回の見直しに関しては、全面的に郵送調査を導入してございます。ただ、従前、調査員調査をやっておりました 10 人未満の事業所に関しては、今回、実績等を踏まえて、郵送調査でやっていこうと思っております。最終的には、やはり人を介した回収を残していこうということで、「(ア) 郵送調査」の 3 行目辺りですが、四半期ごとに調査事業所を直接訪問するような仕組みを残していこうと考えております。

それから、これも従前からやっておりましたけれども、オンライン調査ということで、希望に応じてオンラインの回答をやっていこうと考えております。

「報告の方法」に関しては、代表者が報告するというので、従前と変わっておりません。

以上が、調査の概要です。

5 ページ目以降が、その業務の内容ですけれども、民間委託の範囲ということで、今回、(1) に用意させていただいておりますけれども、まず、事前に対象の企業あるいは事業所に関する名簿の整備で、例えば廃業、ある時点の名簿で差し上げておりますので、その時点ではもう廃業されているとか、そういったような名簿の整備をしていただいた上で、その後に、調査関係書類、印刷物とかを作成していただく。それから、実際の調査の場面ということで、協力依頼のはがき、あるいは関係書類の配付、照会の対応、調査票を実際に配った上で回収いただく、それから、調査方法変更の申出とか、そういったものを対応していただいた上で審査ということで、調査票の検査等々がございます。それから、データを実際に電子データにしていただいた上で、全体の流れとしては、そういったところで納品いただくと、そういう形をとらせていただいております。

「業務期間」に関しては、24 年 7 月から 27 年 3 月ですが、調査の対象としては 2 年。平成 25 年 1 月から平成 26 年 12 月で、準備期間がありますので、その長さをとっております。

「総務省からの貸与物件」に関しては、調査関係書類等を中心に、事前の名簿とかそういったも

のを想定しています。

③以降は、「業務の内容」で、実際に具体的な調査の実務内容を書かせていただいております、これも時間の都合がありますので、ポイントを中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、(ア)は、データの名簿整備です。事前にこちらから名簿をお示しした上で、その名簿の整備をやっていただく。(b)はそういったファイルの管理。用品の作成に関しては、便宜を図るように調査票の印字等をして、印刷させていただくつもりでございます。そういった用品の作成をした上で、(ウ)(エ)が7ページ目にありますけれども、はがき等を送った上で、調査協力依頼等もやっていただく。それから、8ページ目に関しては、調査の協力依頼等の実際のやり方を書かせていただいております。8～9ページ目は、実際に、企業等、事業所にこういった物品を配ってくださいますということで、9ページの下にありますけれども、調査客体からの照会対応で、これもお願いし、お電話の窓口を設けていただく。ここにありますフリーダイヤル等の自動着信課金サービスといったような利用を求めています。

それから、10ページ目に移りまして、調査票の回収ということで、郵送とかオンラインで御回答いただいて、(c)で「未回収調査票」がありますけれども、10人未満の事業所に関しては、毎月の調査ですので、四半期ごとに未提出の調査票を集めていただくことを考えております。(ク)は、調査方法の変更ですので、オンラインがいいとの申し出があったは、オンライン調査の促進をやっていただくということでございます。(ケ)と(コ)は、廃業の確認等々でございますので、調査が実際に物理的にできないとか、そういった場合にやっていただく。(サ)は、調査客体への終了の通知でございます。(シ)は、督促等の業務で、回収・回答率の上昇を見込んでいただく。(ス)は、調査票の検査でございます、記入漏れとか、論理的におかしいとか、そういったものを見ていただく。(セ)は、電子データを作成いただいて、最終的にこれを納品いただくのですが、今もやっていますけれども、毎月の調査は、1回目は翌月の20日で、3回目は翌々月の10日とありますけれども、こちらの時点で一度速報という形で公表していく。それから、5か月後に至るまで確報の公表にもう少し回収率のアップを図っていただいて、どうしても調査客体側の都合で速報時点では早くて出せないというのがありますので、最終的に確報をここで出していきます。

それから、13ページの(ソ)に関しては、総務省から、集計に当たって、データがおかしいということが見つければ、こういったことをやっていただこうと思っています。(タ)は、調査事業所への被調査確認。これも従前からやっておりますが、調査員による回収が実際に適切に行われたかどうかの検査です。四半期に一度調査員が動くということで、調査員の管理・監督については、丁寧に書かせていただいております。

それから、14ページ目に移りまして、「情報セキュリティ管理」。こういった調査ですので、情報の漏えいが調査の信頼性にかかわりますので、しっかりやっていただこうということでございます。

それから、15ページ目、納品物件に関しては、回答データとかそういったものが該当いたします。あと、当然、評価に使う報告書も該当いたします。それから、(ト)の「業務の引継ぎ」で、この調査はどうしても時系列的な調査でございますので、従前から、大企業を中心に連続した調査の引継ぎが重要になってまいりまして、過去の接触状況とかそういったところは、次の引継ぎに対して

も非常に重要な情報だろうということで、総務省を通じた引継ぎをやっていこうと、明確に書かせていただきました。

16 ページ目は留意事項でございます。これは調査に当たって注意いただきたい事項を書きました。

実際に確保されるべき質ということで、**17** ページ目に移ります。特に目標回収率の点です。③にございます。月次調査に関しては、督促等を通じて**100%**の回収率が目標ではございますけれども、調査月の5か月後の**10**日、先ほど、確報という言い方をさせていただきましたが、それを**70%**以上達成いただきたい。ただ、速報段階では**55%**の回収率を達成するというので、こちらは、現状の実績に基づきまして、これぐらいの回収率を達成いただければということで定めさせていただいております。それから、拡大調査、年に一度の調査に関しても、触れておりませんでした。6月に調査をする予定ですが、最終的な締切が**11**月で、その時点で**70%**以上の回収率を達成して、年末に公表したいと考えております。モニタリングの方法に関しては、こういった仕組みではよく設けられているものです。契約金の支払いについては、この調査は、請負契約ではございますけれども、郵便事業の関係で、精算払の部分を用意していますので、そういったところは単価契約で、二本立ての金額が支払われることを①で書かせていただいております。

18 ページ目に、業務の改善提案等々を書かせていただきました。

19 ページ目は、今後の入札のスケジュールです。御審議いただいた上で、4月以降、実際に官報公示をやりまして、7月ぐらいには契約の締結をさせていただければと考えております。

20 ページ目は、今回、総合評価方式で、企画書をこういった形で出していただければということでございます。

21 ページ目は、実際にその評価の基準等々でございまして、今回、審査基準は6段階設けまして、必須項目・加点項目それぞれ点数をつけていただいて、必須項目は、まず合否の判定をやった上で、更に、より基準を超えたところをしっかりと評価していこうと考えております。後ほど、評価のシートは若干説明させていただきます。総合評価方式の得点のやり方に関しては、従前や他調査と同様なものと考えております。

それから、**22** ページ目に移りまして、「7 サービス産業動向調査における従来の実施状況に関する情報の開示」で、これは、後ほど、資料を少し触れさせていただければと思います。

23 ページ目は、実際に調査事業者が国有財産に関する使用の事項ということで、例えば、今回、オンライン調査の仕組みを入れますので、そういったところの施設とか、あるいは、調査票の返信先が総務省で、受付に必要な設備を総務省の無償で貸与することを書かせていただきました。それから、報告でございます。

24～**25** ページ目辺りは、契約書にはよく書かせていただくような事項でございます。

26 ページ目までは、大体契約書の話ですが、**27** ページ目に移りますと、公サ法で評価を行うということで、評価の事項を書かせていただきました。内閣総理大臣が行う評価の時期、**25**年**12**月以降の予定で、そこに関して、実施状況をとりまとめて出していこうと考えております。

一応実施要項（案）の概要は以上ですので、あと、別紙の方にいろいろつけさせていただいているものを、少し引用させていただければと思います。

30 ページ目、31 ページ目は、字が小さくて恐縮ですが、総合評価方式で、実際にこういった観点で評価していこうというシートです。「1.実施計画」から、次のページの31 ページ下に「業務の引継ぎ」、「個別業務の実施方法」とありますけれども、網かけが必須項目です。例えば、1.にあります、本業務の実施スケジュールは妥当なものかどうか。これはまず合否を判定した上で得点をつけていただくような仕組みでございます。必須項目は網かけですので、こういったものもひっくるめて点数をつけて、より質の向上が図られればと考えております。

それから、32 ページ目は、実際の情報の開示の案でございます。従来に要した経費の告知は、先ほど申した請負契約部分でございます、33 ページの一番下にありますのが単価契約分ですので、これを足した額が大体毎年5億円ぐらい費やしています。金額の違いが若干ありますのは、実は、この調査の実績では、年度によって委託業者が違ったりしておりますので、入札金額によって若干増減がありますので、後年度の方が若干高く見えていますけれども、21 年度、22 年度は同一の業務をやっております、20 年度だけ、半年間の調査になっておりますので、額が若干小さくなっております。33 ページ目は以上です。

34～35 ページは、実際の人員は、今、民間の事業者実際にやっていただいておりますけれども、民間の事業者からは可能な限り情報提供いただいて、現状の仕様の範囲内を出していただいております。例えば、特記事項の実施体制の人日とか、調査員の実績の実績。現在、調査員調査をやっておりますので、若干仕組みは変わるとは思うのですが、現状の数字を御参考までに載せております。35 ページ目が回収率の状況です。現状の目標はここにありますが、郵送調査と調査員調査で55%、70%、あるいは、確報時点では65%、80%で定めさせていただいておりますけれども、実績としては、平成20年調査は、始まったばかりで、なかなか達成はできていなかったのですが、郵送調査に関してはおおむね達成してきていますし、調査員調査も指導させていただいております。これに基づいてこの実施要項（案）では速報が、郵送調査だけになることもありますけれども、55%、確報が70%ということで定めさせていただきました。

36 ページ目が、実際の照会状況です。例えば、1.は実際の照会件数で、フリーダイヤル等を使っていたかと思っておりますので、実際の実績を載せています。こういった調査の関係上、客体の方で調査票をなくしたから、もう一回送ってこないかというのもございますので、調査依頼はがき・督促はがき等の送付件数、あるいは督促等で実際に電話した件数も書かせていただきました。

37 ページ目のグラフは、実際に調査票の回答状況の増減のグラフです。これは23年2月調査です。あと、疑義照会の実際の件数、あるいは、オンライン登録者数の割合で、全体の2%前後です。最後に、被調査確認で、調査員が実際に行ったかどうか確認いただきますので、そういった件数が全体で700件弱、実際、現状の実績を書かせていただきました。

32 ページ目の経費の関係で、平成20年度、21年度、22年度とございますけれども、先ほど請負のみと言いましたが、請負契約と単価契約を全部ひっくるめた額でございます。訂正させていただきます。済みませんでした。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いい

たします。

○逢見副主査 この調査は、客体数が非常に多いことと零細事業所が多いことが特徴だと思いますので、そういう意味で、従来も、郵送調査と調査員調査でやられていて、今回は、これを基本的には郵送調査で行うということになるわけですね。そうすると、経験則から言って、郵送の方が調査員調査よりも回収率が低く、それを創意工夫でどうカバーするかということだと思うのですが、目標が、従来と同じ、速報時 55%、確報時 70%で、それで本当に大丈夫なのかなというのが率直な感じがあるのですが、この目標回収率は従来と同じで、本当に大丈夫かを確認したいのです。

○植松課長補佐 実は、我々もそこを懸念させていただいておりまして、駆け足の説明だったので、不十分な説明をしていたかもしれませんけれども、四半期に一度、未回収のところは、実際に直接訪問して、回収率の引き上げを最終的に図っていただこうと思っております。70%に関しては、それは最終的な目標で、最低限達成すべき目標で定めさせていただいて、それはある種従来と同じような方法で回収がされるのではないかとということで、70 という数字を置かせていただきました。

○逢見副主査 要するに、調査員によって回収されるからということですか。

○植松課長補佐 それなりに達成ができるのではないかとということで、従来の実績は 35 ページ目に実績を書かせていただきましたけれども、70%に近い数字は、確報時点の回収率で、小さい字で恐縮ですが、「計」に数字が幾つか並んでいて、最近は、また若干落ちているところもありますけれども、69.6%を取れている月もありますので、最終的な 70%は、そういう意味では十分できるだろうと考えております。55%に関しては、従来速報の水準で、これもちょっと波はあるのですが、最近達成できていると考えておりますので、55%というところでお示しさせていただいたという趣旨でございます。

○小林副主査 関連してですが、この市場化テストに入る前の委託のときには、目標値の設定はやはりやっていたのでしょうか。

○植松課長補佐 35 ページ目の表でございます。

○小林副主査 「目標・計画」ですか。

○植松課長補佐 こちらが最低限達成すべき水準で、契約によって実績を見つつ、ちょっと上げたり下げたりしておったのですが、ここの 55%、70%という左側の数字がまさしく目標の水準でございます。

○小林副主査 そのときに、今回達成できなかったときには、その理由を報告して、改善策を講じるということでしたけれども、そういう契約関係だったのでしょうか。

○植松課長補佐 従来のもも、同じように、目標最低水準を下回った場合は、そういったところで理由とか状況を御報告いただいて、改善策を講じています。説明を省略してはいたしましたが、毎月打合せを行うというのが実施要項（案）に書かれておりますけれども、それに限らず、随時そういった御報告をいただいた上で、改善策を講じていただくという仕組みは従来からやらせていただいております。

○小林副主査 目標の設定の意味合いですね。市場化テストで民間競争入札にすることの意味は、

基本的には、効率性と質を両方とも達成する。効率的でかつ質のよいサービスにすることなので、この目標設定が、質の向上にどのくらい効き目があるかというか、機能するかというところが設定のときの一番の問題なのだろうと思うのですね。

そうすると、目標は最低限なので、これを達成できなかつたらそういうことをやりますと言っているのですけれども、それが事業者のモチベーションといいますか、その目標を達成しようという意欲になるかどうかというところが、最大のポイントだと思うのですね。だから、達成しなければいけない最低ラインを決めて、更に、達成したら、また、その分、よくやった分ボーナスをあげますというような仕組みであれば、事業者としては最低レベルを、今逢見委員がおっしゃったとおり、最低レベルはそれでいいのでしょうかという話があって、最低レベルにもうちょっと頑張ったらインセンティブをあげるとか、あるいは、最低ラインが本当に実績として通常やっていれば達成できるのにやってないではないかと言ったらペナルティを科すとか、そういうようなめり張りを効かせるのは、本来的には必要な感じだと思うのですけれども、どうですかね。

○廣松専門委員 今の関係で、最初、課長から説明がありましたが、この統計調査を基幹統計にする予定だったわけですが、ちょっとその決定がずれたため、一般統計という形で今回は契約を結ぶことになります。そういたしますと、勿論、今おっしゃったペナルティとか、インセンティブとかという議論はあり得るのですが、35 ページのこれまでの実績から見て、最初は 70%、55% はかなり高い回収率の設定のように思いました。その達成には、どちらかと言えば希望的なというか、受託した民間事業者の御努力や創意工夫によることになると思いますが、過去の経験から見て何とか達成できる、すなわち高過ぎる訳でも、低過ぎる水準でもないかなと思直しました。

1つ確認ですけれども、10 人未満の事業所の場合は、未回収に関して、4 か月ごとに調査員の方が取りに行くわけですね。

○植松課長補佐 はい。

○廣松専門委員 10 人以上の事業所に関しては、11 ページの「督促等の業務」の中にある、未回収に関して督促をするという従来の方法をとるということでよろしいのですか。

○植松課長補佐 先生がおっしゃるとおりでございまして、あくまでも、現状、郵送調査である程度目標を達成されているという、10 人以上のところの実績を評価させていただいておりますので、今、目標の達成割合という意味ではちょっと低いかなというのが、実は調査員調査の方が、目標の達成という意味では若干下回っておりますので、そこを少し見直しをかけて、10 人未満というところがそうだったわけですが、そこを郵送で効果的にやった上で、最終的に調査員による回収を行うという方が、より効果的な回収が望めるのかなということで、こういった実施要項（案）をつくらせていただきました。

○井上課長 郵送になったから必ず下がるというわけではなく、今回、調査員調査の回収率を上げるために、事業所にいろいろ確認をさせていただいたところ、結局、調査員に渡したくないとか、あるいは、仕事が夜なので郵送だったら出すよとか、そういうところも結構ありまして、そういうことも踏まえると、必ずしも調査員調査を郵送に切り替えたということで一律に下がるものではないと考えておりますし、また、四半期に一度、そういう形で実際に低いところにはフォローしてい

くという仕組みを設ければ、そこは十分カバーできるのではないかと考えております。

○廣松専門委員 検査について、12 ページから 13 ページにかけて出ておりますが、最初、回収したのに関して、民間事業者が検査をする。ただし、返送先は総務省ですね。

○植松課長補佐 そういうことでございます。

○廣松専門委員 そうすると、返ってきた調査票を民間事業者は、どこで検査をするのでしょうか。総務省の中でそういうスペースをつくっていただければベストでしょうが、まず民間事業者が検査をして、その後、13 ページの(ソ)で、総務省がそれを更に見て、そこで疑義照会がある場合には、それを民間事業者に伝えて、民間事業者が調査対象者に照会をするという流れと考えればよろしいのですか。

○植松課長補佐 先生がまさしく今おっしゃったとおりでございます。もうちょっと説明を補足させていただきますと、まず、総務省へ一律に回答された調査票の郵送先はそうになっておりまして、それをまず取りに来ていただいて、そこで実際に内容検査、あるいは記入漏れとかそういったことをやっていただいた上で、電子データにさせていただいて、それを総務省に納品いただく。総務省は、集計等を行った中で、おかしなデータとかがあったら、また、業者の方に、(ソ)に疑義照会がありますけれども、そういうところでまたバックさせていただいて、業者に確認をいただく。それが最終的に正しいデータということで納品をいただくと、大体全体の流れは以上でございます。

○廣松専門委員 そうすると、(ソ)に相当する疑義照会の業務ですが、それは今までの経験からいくと、どのぐらいの負担というか、業務量になるか、わかりますか。

○植松課長補佐 数は今持ち合わせていないのですが、一律ここの疑義照会の業務は、あくまでも、一度業者の方で検査いただいたものを、更に再チェックをかけているような話ですので、極端な多さではないと考えております。

○廣松専門委員 民間事業者の大きな負担になる業務量ではないと考えていいのですか。

○植松課長補佐 はい。

○小林副主査 ほかにございますか。

○加藤専門委員 30~31 ページの評価の一覧表で、オンライン調査についての評価ですね。それはどういうふうにお考えなのか。あるいは、どういうふうにこの中に反映されているか、それを教えていただきたい。

あと、具体的に、31 ページの「3.6 督促」の加点欄が 18 点の項目、その下に 12 点の項目がありますね。12 点の項目の内容を見ますと、「回収率を確保・向上させるための工夫がみられるか。」と、非常に重要そうなことを書いているのですけれども、点数を見ますと、18 ではなくて 12 なんだというのに私はちょっと違和感を感じたのです。私だけが感じているかもしれないので、この辺の説明をお願いしたい。

以上、2 点です。

○植松課長補佐 まず、最初の御質問ですけれども、オンラインの関係は、「3.3 協力依頼」に、オンライン調査に関しては、それを促せば、割とやりとりを軽減できますので、オンライン調査の効果ということで、3.3 の 3 つ目の箱で加点項目として用意させていただいています。ここで有効

な提案があればということでございます。

それから、後半部分ですけれども、12と18の関係は、一応3.6の網かけのところ、時期・回数などの督促の具体的な実施方法・手順等が示されているということで、これも一応必須項目ではありますけれども、点数自体はつけていただく予定ですので、こういったものと回収率を確保・向上させるための工夫ということで、基本的な事項が網かけでございまして、それに更に工夫があれば12点の方ということで、そういう意味では点数はフィフティ・フィフティみたいには考えてはおるのですが、確におっしゃるところも、当然御指摘ということで理解させていただいておりますので、ここに関しては、少し整理をさせていただくことも考えたいと思います。

○加藤専門委員 3.3の「協力依頼」のオンラインの記載のところですね。これは12点になっていますけれども、今のお話の中に含まれているのかもしれませんが、18点をつけるケースと12点をつけるケースのそのコンセプトといいますか、先ほどの3.6の「督促」の12点と18点の違いも含めて、コンセプトがよくわからないというのが率直なところですが、どういうものについては18点、どういうものについては12点なのかと、オンライン調査の件も含めて、あとは事業者が工夫してほしいわけなので、工夫をしてくれと言っておきながら、これは12点だと。これは18点ではないのかというような違いを明確にさせていただきたいということです。

○植松課長補佐 確かに先生がおっしゃっている意味では、全くそのとおりかなと認識はしております。一応この配分で大きいものは、我々としては、例えば2.2で、過去の実績とかでよくそういったものやっていた方がやはり効果的であるということで、回収に資するであろうということで18とか、個別事情によって置かせてはいただいておりますけれども、確かに、横並びは少し整理する余地があると思っておりますので、御指摘を検討させていただければと思います。

○小林副主査 今のことに関して、先ほどの目標値の設定、質の設定ですね。そこを重視しているということであれば、当然、評価表で、そこに関係しているところのスコアリングを高くするというふうにした方が、そういった事業者の技術点を評価に反映できますね。だから、そこを連携させて、評価のところの質のレベルを達成できるかどうかというところを重点的にスコアリングしていくというふうにした方が、よろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○植松課長補佐 御指摘はごもっともだと思っております。

○井上課長 まさに先生がおっしゃるところであります。基本的には、まず、この調査を遂行していくための基幹的事項があり、実績とかそういったところは高い点数を付加するというところをございまして、それ以外の部分について、どのように上積みをしていくのかという話であります。上積みの仕方については、小林先生、加藤先生の御意見も踏まえて、全体の得点の合計の条件もありますので、その中でどう配分するかというのは検討をさせていただきたいと思っております。

○加藤専門委員 もう一点です。オンライン調査が平成22年12月の調査の時点で、たしか2～3%の数字だったと書いてある記憶がありますけれども、事業者の方から見ると、オンライン調査をもっとたくさん広げていった方が効率的にできそうだな、あと、いろいろな工夫ができそうだなということも考えると思うのです。それでいて、平成22年12月ごろの調査で2～3%、これは非常に

意外に思うのですけれども、これは実態的にオンライン調査をもっと普及させるような、比率を高めるような、そういう工夫は総務省さんの方ですべきなのか、あるいは民間事業者の方でそれはできるものなのかというところがちょっと見えないのですけれども、教えてください。

○植松課長補佐 オンラインの割合の低さに関しては、我々も認識しております。ただ、現状は、中小企業といいますか、そういったところの調査員調査の部分も多ございまして、毎月調査員が来るのであれば、あえてオンラインを使わなくても、そのときに出せばいいだろうとか、そういった実情もあるのかなと考えています。ただ、もうちょっと割合を上げた方が、例えば郵便代とかそういった面で効果が上がるであろうとは思っておりますので、こういった仕組みを入れさせていただいたことの一つの目的として、総務省では、これを上げるにはどうしたらいいのかなというのは、いろいろ仕組みは用意させていただいておりますけれども、現実的に、調査の実情によって数字が伸びてないのが実情だと思っておりますので、例えば的確な誘導の仕方とかそういったことを御提案いただいて、それを評価の方につなげていければと考えております。

○加藤専門委員 手順面で私自身がよくわからないところがあるのですけれども、オンライン調査が可能な企業と、そうではなくて、これは郵送にしなければいけない企業は、最初からわかっていた上で、この仕事を請け負う事業者がスタートするのでしょうか。それとも、この仕事を請け負った事業者が工夫をすれば、オンライン調査がどんどん可能になっていくと、そういうことは言えるのでしょうか。

○植松課長補佐 一応仕組みとしては、まず郵送調査が原則でございますので、そこで御希望に応じてオンラインの方になっていくというのが、原則的な調査の仕組みです。御希望のところやっけていっているのですけれども、資料の 74 ページ目の一番後ろにございますけれども、オンライン調査システムの動作環境がありまして、2 番の「報告者に必要な動作環境」ですけれども、**Windows X P**云々がありまして、こういった仕様を前提としたところで、オンライン調査の仕組み上必要な動作環境になっておりますけれども、あくまでもこういった動作環境に基づいた上で、御希望に応じているのが実情でございます。

○井上課長 オンライン調査も、基本的には、この場合には客体となっております事業所の皆様方に選んでもらっているのが実態であります。そういう意味で単独事業所なんかだと、オンライン調査をあんまり好まれない方もたくさんおられるのが実態です。例えば、経済センサスがまさにこれから始まろうとしておりますが、この試験調査をやったときも、単独事業所だと、2%ぐらいしかオンライン調査を御希望される方がおられなかったという実態もあります。まだまだ、世の中パソコンよりも手書きでお出しになる方がいいとおっしゃっている方も非常にたくさんおられる。私どもは、少なくとも、オンライン調査であれ、調査票による調査であれ、しっかりとご提出いただくことが最も大事だと思っております、客体の方の御意見を尊重して、こうした状況にあるという事は御理解いただければと思います。

○加藤専門委員 民間企業で調査を受ける立場で考えますと、オンラインの方が、効率的で、手間がかからなくて、いつでもできるからいいなという感覚をお持ちの方が世の中でこれだけ増えていきますので、その中で2~3%なのかなと、非常に違和感があったのですけれども、そこら辺の分析

はどういうふうにされているのでしょうか。例えば、資本金1億円以上の会社であれば、それは間違いなくオンラインの方が効率的にできるかなと担当者は思うと思うのです。あるいは、資本金1,000万の会社であっても、多分同じように思うと思うのですね。そうであれば、お互いにその方が効率的にできますし、回収率もパーセントが上がるのではないかと、私は一般的に思ったのです。

○廣松専門委員 この調査だけではなく、ほかの調査でもそうですが、今御指摘のとおりですが、ただ、調査対象側の一つの事情として、もう既に独自のシステムを持っていらして、独自の帳簿の管理とか何かをなさっていて、この調査の報告のフォーマットに合わせるところにまた手間がかかるというところがあります。勿論、それは一旦そういうふうにつくっていただければ、それから先はオンラインでやる方が効率的だと思うのですけれども、現状、皆さん、自分のところで作成・維持管理なさっている情報システムのそのものと、こういう国の統計調査の報告のフォーマットを合わせる、そこのところが今一番問題になっている点だと思います。

○井上課長 もう一つつけ加えさせていただきますと、実は、この調査は、毎月売上高と従事者数だけを聞いている非常にシンプルな調査でありまして、書くといひましても、売上が幾ら、従業者数が幾らだけなので、システムとかを整合させるよりも、もう書いてしまえという方が多いのかなという気も、なぜこういうふうな選択になっているのかということ想像すると、少し考えます。いずれにしても、調査客体の方々に選択していただいているのが実態であるということです。

○加藤専門委員 動作環境とかフォーマットとかそれを合わせなければいけないというのは、調査を受ける側の客体がそれに合わせなければいけないという、そういうことなのでしょう。

○植松課長補佐 この一番最後にありますが、報告書の仕組みで求めているのは、こういったパソコンの環境、通信環境は多分余り問題はないのかもしれませんが、そういったものを求めさせていただいているのが、仕組みとしての実情でございます。

○加藤専門委員 納得したいので質問させていただくのですけれども、しつこくて申し訳ない。調査を受ける客体側がこの動作環境に合わず、あるいはフォーマットをつくらなければいけない。そこはそんなに手間がかかることなのでしょう。

○植松課長補佐 おそらく、システムに関しては、個々の企業のそれぞれの実情だとは思いますが、仮にこういった環境を満たしてないようなところをお持ちであったならば、この調査のためにシステムを入れるのはなかなか難しいのかなとは思っています。

○加藤専門委員 本当にしつこくて申し訳ないですけれども、この場でこういう質問がいいのかどうかかわらないで聞くのですけれども、もしお答えしづらかったら、それは結構です。諸外国と比べてどうなのでしょう。民間事業者の一員である私の感覚からしますと、非常に低いような気がするのです。国全体で非効率になってしまっているような気が私はしたのですけれども、もし差し支えなければ、スタディされたことがあれば教えていただければと思います。

それと、毎年これが続くと仮定した場合に、どこかで何かを変えていかないと、ずっとこのまま2～3%なのかなという懸念も覚えたのです。

○井上課長 1つは、経済センサスについて申し上げましたように、単独事業所だと低いのです。今ちょっと数字を覚えてないのですが、経済センサスは、企業本社に聞くものと、それから、単独

事業所に聞くものがありまして、企業本社の方が少し高いのですね。そこは先生の御指摘のとおりであります。これまで、この調査は、事業所単位で細かく聞いておりましたので、そういう意味からも、個別の事業所単位だと、売上高と従業者数だけ書く調査なので、もう書いてしまえというところが多かったというのが実態ではないのかなと思っております。ただ、企業単位の調査を25年1月調査から入れてまいりますので、そうしたところが入ると、少し変わってくるのではないかなと思っております。ただ、そうしたところを調査したことはないのですね。

○植松課長補佐 この調査ではないです。

○井上課長 この調査では、どういう性格の客体のオンライン調査がどれぐらいかというのを調べたことはありません。

○加藤専門委員 現状はよくわかりました。

○植松課長補佐 今、課長が申し上げましたとおり、資本金1億円以上で継続的に調査するという仕組みではなかったのですが、他府省で割と継続的にやっているものは、オンライン率は大企業を中心にもうちょっと上がっていると思いますので、大企業中心のところは、もう少し上げていただくような努力を国としても考えていきたいとは思っています。

○加藤専門委員 是非お願いしたいなと私は希望します。

○小林副主査 今の加藤専門委員の御質問は、例えば、すぐにはオンライン調査が増えないとしても、中長期的に将来に向かって増えていくような仕組みをこの中に少しビルトインしておいた方がいいのではないかという御指摘ですか。

○加藤専門委員 全くそのとおりです。

○小林副主査 だとすると、そういう提案が出てくるかどうか分からない、どの程度の提案が出てくるかわからないけれども、それも一応評価の仕組みの中にもうちょっと入れた方が本当はいいのではないかと思うのですけれども、それは事務局としてはどうですか。

○事務局 オンライン調査の方は、実施要項本文10ページの下の方に、「調査方法の変更」という項目がございます。ここには、まず、客体側の意向を確認して、可能な限りオンライン調査への変更を促進するというところがございます。この「促進する」という行為、やり方について工夫を求める。更に、その企画書でいただいた内容の評価について、先ほど加藤専門委員から、総合評価の項目の「協力依頼」でオンラインの部分をお指摘いただきましたが、この中に入れるのか、切り離すかもございますが、オンライン調査について、積極的な促進の御意向があるのであれば、企画書等において事業者の工夫を求めるという方向にしていくことは可能かなと思うのですが、総務省さんいかがでしょうか。

○植松課長補佐 そういった意味で検討をさせていただきたいと思えます。

○加藤専門委員 もう一点よろしいですか。18ページの契約金の支払についての項目です。18ページの上から2行目で「③ 契約金額の支払については、」とありますね。この少し下の「範囲内で支払金額・回数を決定する」と書いてあります。支払時期については、どこでどういうふうにうたわれているのでしょうか。あるいは、どのようにお考えになられているのでしょうか。

○植松課長補佐 そこは、実は今までの実績の中では、例えば3か月に1度、あるいは1か月に1

度のこの日ということで調整させていただいているということでございます。

○加藤専門委員 例えば単価契約で郵送料については精算することがうたわれていますので、非常にわかりやすくいいかなと思うのですが、毎月郵送料の精算をできるのかについては、どこかで明確にうたわれているのですか。

○植松課長補佐 郵送料でございますか。

○加藤専門委員 はい。

○植松課長補佐 郵送料は単価契約でございまして、支払の関係に関しては、一応、ここの箇所です。

○加藤専門委員 ⑤番で「請負契約及び単価契約ともに、」と、この2行で示されていますね。「受理した日から30日以内に支払うものとする」と。これは具体的には毎月精算されていくものですか。それとも、四半期に1回とか、そういうイメージでしょうか。

○植松課長補佐 ここもまさしく民間事業者と協議させていただいて、これまでは郵送に関しては毎月やっているというのが実情です。

○加藤専門委員 ③番に書いてある「落札者と総務省が協議を行い」と。この「協議を行い」の中に今の趣旨が反映されているということですね。

○植松課長補佐 はい。

○加藤専門委員 わかりました。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日の実施要項（案）についての審議は、ここまでにしたいと思えますけれども、先ほどありました評価表のところで、得点が12点と18点とありましたけれども、特に目標に関するところとサービスレベルのところと、それから、オンライン調査の工夫のところのスコアリングのウェイトを高くしていただくようなめり張りをつけていただいた方がいいということだと思いません。その1点を事務局でお願いします。

○事務局 総合評価の加点項目の配点と、先ほどのオンライン調査の導入促進の関係ですね。これについては、総務省さんと調整させていただきまして、また、先生方に御照会させていただきたいと思えます。

○小林副主査 それから、先ほど最後に加藤専門委員からありました支払条件は、ここに明確に「協議の上」と書いてありますので、そういう書き方でいいかわかりませんが、ただ、応札者にとっては、支払をどうされるのかというのが関心事で、非常に重要な事項であることは確かかなのですね。だから、その点の説明といたしますか、そういうものは十分にした方がいいと思えます。ここに書き込むかどうかは別にして、入札説明会等のときに、これまではどういう支払方法であったかというようなことについては、説明をしていただいた方がいいと思えますので、その点はちょっと留意してください。

それでは、本実施要項（案）につきましては、今、事務局からとりまとめがあった点も含めて検討をしていただきまして、それで、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。今日の検討事項を踏まえて、パブコメですか。

○事務局 はい。パブコメは2月の上旬でよろしいですか。

○植松課長補佐 はい。2月の上旬予定でございます。

○小林副主査 委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員に結果を送付させていただきます。今日検討事項に挙げた点については、また、先生方にフィードバックして、確認していただくという手続でよろしいですね。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

本日は、ありがとうございました。